

《紹介》

THEODORE McNELLY,
Witness to the TWENTIETH CENTURY
The Life Story of a Japan Specialist

古 川 純

はじめに

今年の6月下旬、尊敬するシオドーア（セオドア）・マクネリー先生（親しいひとはテッドと呼んだ、米国メリーランド州立大学名誉教授）より米国の戦後日本研究者としての自伝的著書の惠贈を受けた。THEODORE McNELLY, *Witness to the TWENTIETH CENTURY The Life Story of a Japan Specialist*, 2004 (2006), Xlibris Corporation である。マクネリー先生は、1919年12月の終わりに Wisconsin 州ランカスターで生まれたので、現在86歳になる（いまでもメリーランド州立大学政治・行政学部教授（1967-1991）時代からのご自宅のあるメリーランド州モントゴメリー・カウンティのシルヴァー・スプリング町コブルストーン・ドライブに住んでおられる、本書191頁に1970年に始まるご自宅の写真が載せられている）。本書のほかに着書として、*Contemporary Government of Japan* (1963), *Politics and Government in Japan* (1972, 1984), *The Origin of Japan's Democratic Constitution* (2000) があり、編著書として、*Sources in Modern East Asian History and Politics* (1967), 共著として、*Introduction to Comparative Government* (1990, 1993, 1997, 2003) がある。先生は、主に日本国憲法制定過程の研究、および憲法第9条の立法過程や運用を中心とした戦後日本憲法史・政治史の研究がご専門である。その研究業績のうち3文献が、内閣に設けられた「憲法調査会」（1957-1962）の『憲資』に翻訳・掲載されたことは、⁽¹⁾ 憲法制定過程研究者のあいだで広く知られている。また、日米合同の占領研究プロジェクトにも

参加されたが、例えば Bi-National Conference on “Democracy and Planned Political Change: The Case of Allied Occupation of Japan, 1945–1952” (Hawaii, July 1978) に出席され、“Induced Revolution: The Policy and Process of Constitutional Reform in Occupied Japan” と題するペーパーを発表された⁽²⁾。

私がマクネリー先生に研究上のご協力をいただいたのは、前の勤務先である東京経済大学（東経大）から長期在外研究員として派遣された期間においてであった（1978年5月から1980年5月までの約2年間）。当時、竹前栄治・東経大教授（現在は同大名誉教授）を代表として文部省科学研究費助成に基づく総合研究（地方占領史）が行われており、私は在外研究にあたって日本国憲法施行30周年を過ぎて本格的に必要な憲法制定過程の研究をテーマに掲げ、竹前教授より（GHQ資料を保管していた Washington National Records Center = WNRC = 国立公文書館メリーランド分館の所在するメリーランド州の大学滞在の希望に沿って）憲法制定過程の研究者でもあるマクネリー先生をご紹介いただいたものである。そのときの私の研究テーマは、憲法制定過程のほかに、占領下における日本社会の通信・言論活動全般に対する「民間検閲」（Civil Censorship、戦争・戦闘継続中に軍人・兵士を対象に行われる「軍事検閲」Military Censorship と違い、戦争終結後の軍事占領下で一般市民を対象にコミュニケーション = 通信・言論活動全般⁽³⁾に対して行われる事前・事後の「検閲」作戦）の制度と実態調査であった。メリーランド州立大学カレッジ・パーク分校マケルディン図書館には、占領下言論統制の膨大な資料を保管する「プランゲ・コレクション」があり、同図書館で司書をされていた奥泉栄三郎氏へのご紹介があったこともその理由であった⁽⁴⁾。また、国立国会図書館は、ついに予算措置を獲得して、ちょうど1978年5月より、WNRCにおいてその後多年にわたって継続された占領史資料のマイクロ複製収集事業が開始されることになり、その仕事で派遣される星健一氏（現代史資料室）にご紹介を受けたことも研究に幸いした事情なのであった⁽⁵⁾。

私の約2年間にわたるメリーランド州立大学滞在に関連してマクネリー先生は、本書231頁から232頁にかけて（当時私が長男を連れて先生の研究室を訪問したときの写真つきで）客員教員（Visiting Associate Professor の辞令をいただいた）として日本占領および日本国憲法制定に関して研究していたこと、滞在中に「法律時報」に日本再軍備に関する私の論稿が掲載されたこと、また先生との共同作業で憲法第9条の起源に関する論稿（マクネリー・ペーパーを翻訳・紹介）を掲

載したこと⁽⁶⁾、7月4日の独立記念日に両方の家族と一緒にメリーランド州コロンビアで打ち上げ花火を見物したこと(!)が書かれている。本書を通読すると、マクネリー先生は、実に記憶力がよい(あるいは「記録魔」ではないか)と思われるほど、些事に至るまで事実をとりあげているのには驚かされた次第である。それには、次に述べる本書執筆の目的が関係している。

1. 本書刊行の目的と特徴

マクネリー先生は、最後の16章(回顧)で、本書を次の2つの目的で書き始めたと言う。第1は、白内障が治っても他の楽しみがまったくないということになる前に老人たる自分のためにゆったりとした気晴らしを行うためであり、第2は、他の関係資料がない場合に資料のギャップを埋めたいと思う歴史家等のために資料を残すことである。さらに、先生は、意識的にか無意識的にか、自分にも他人にも極めて苦痛であった・今なお苦痛と感じられるようなテーマや事件を議論することは避けて、自分の記憶を選別せずに歴史の記録を正確に忠実に述べるようにした、と言われる(261頁)。それが、全16章、263頁に及ぶ本書の特徴となっているのである(議論やコメント・評価を排した、年代経過に沿った事実の記述というべきか)。

マクネリー先生は、ウイスコンシン大学でオペレッタおよびフランス演劇を専攻しフランス語教育の学士号を取得したが、(経緯は後述するが)日本研究へと向かう仕事との関連でいうと、第2次大戦(日米戦争)中に米軍の暗号解読部門に任用されて日本軍の暗号通信解読作業を行っている。さらに占領軍総司令部では、CIS(民間諜報局)に配属になり情報分析官として活躍した。帰国後に、コロンビア大学大学院でPh.D.を取得し、ワシントン州立大学(セントルイス校)やコロンビア大学で教育を行い、1967年以降メリーランド州立大学(カレッジ・パーク分校)でアジアを中心とする国際関係論の教育を担当された。先生が日本研究を専攻されるようになった背景には、日本占領期のCIS勤務経験があることはいままでのないが、より深くは先生の母上がクリスチャン・ミッションの両親の滞在する日本で生まれた(先生は私に「母はBIJ=Born in Japanだよ」といわれたことがあった)ことの影響があるというべきであろう(先生の祖母と母は子どもたちに日本の話をし、子どもたちが好んでくり返した日本語「ワタシ ワ

ワカリマセン」を教えたと言う、14頁)。

経緯をやや詳しくまとめると(本書の頁ごとに私の知らなかった事柄を読んでいくと、マクネリー先生のやや重々しくゆっくりと話す独特の語り口が聞こえてくるようだ)、1941年12月7日(アメリカ時間)のパール・ハーバー奇襲で日米戦争が始まった翌年の1942年5月にマクネリー先生はウィスコンシン大学を卒業したが、最初の教職はその年8月にミズーリ州ブーンヴィルのケムパー陸軍学校におけるカレッジレベルのフランス語教育から始まった(68頁以下)。しかし1943年3月中旬、陸軍暗号通信局長室からの手紙でワシントンD.C.の部局における秘密の暗号解読の職が提示されたので、同年4月中旬に陸軍学校の教職を辞して、ヴァージニア州アーリントンにあるアーリントン・スクール(旧“花嫁学校”跡地)の陸軍暗号課報部(後に陸軍暗号保安部、さらに陸軍保安部)に移ったのである(75-77頁)。アメリカとの戦争当事国になっていない諸国の解読された情報分析の仕事をしていた数週間後に、誰かに肩をたたかれて「日本語教育を受けてみないか」と言われたそうだ。実はこのアーリントン・ホールの主要業務の対象は、「日本」だったのである。後に分かることであるが、エドウィン・O・ライシャワー(ハーヴァード大学教授、1961年から1966年まで駐日大使)はその自伝で、1942年夏にアーリントン・ホールに日本語学校を立ち上げたと述べている(*My Life between Japan and America*, Harper and Row, 1986, pp.91-94)(79頁)。日本語授業のために、研究社の和英大辞典の photocopy が渡されたりした。マクネリー先生は、大戦終了後には日本駐在の外交官になる希望を抱いていたので、ジョージタウン大学大学院の政治学専攻の夜間コースに入学し、比較政治・政治理論・国際関係論・政治経済学などを学んだ(先生は“記録魔”らしく当時の通学の経路や忘れられない教授の講義内容などを述べる、80-81頁)。戦争終結と日本占領の開始後の1946年に、他の友人たちの例と同様、海軍のビルで面接を受けた後、(アーリントン・ホール勤務とジョージタウン大学大学院における政治学専攻の件を強調したおかげか)東京のマッカーサー総司令部の民間課報局(Civil Intelligence Section, CIS)勤務要員として採用された。かくして1946年8月、ジョージタウン大学での期末試験の提出後、慌しく列車でニュー・ヨークに向かい、しばらく総司令部勤務のオリエンテーションを受けた後に、そこからハワイ経由の船で横浜に上陸した。1946年10月中旬から、東京のマッカーサー総司令部における先生の勤務が始まったのである(85-90頁)。

2. 日本占領への参加

マクネリー先生の勤務場所は、マッカーサー総司令部の所在した第一ビルの前面のビル内にあった。1946年秋から始まった最初の仕事は、諜報局が用意した長文の報告書で、軍事独裁を企図した軍の反逆事件である「二・二六事件」（1936年2月26日）の詳細な説明を読むことであった。CISは、はじめ連合国軍最高司令官総司令部の特別参謀部に属しソープ准将が局長を務めていたが、後に米太平洋陸軍総司令部一般参謀部の第2部（G-2）部長で反共主義のウィロビー少将の掌握するところとなった（いずれの総司令部の最高司令官もマッカーサー元帥であった、91頁）。当時先生の知るところではなかったが、有名なカナダ人歴史家であるE.H.ノーマン（ケンブリッジ大学生時代にコミュニストであったとされる）は1945年秋にソープ准将の下で対敵諜報局調査分析部（Research and Analysis Section, Counter-Intelligence）部長の職にあったようである。先生は、スレイド中佐とともにCISの作戦部に入って来る資料を適切な部局に回すこと、および441対敵諜報部（441 Counter-Intelligence Corps, CIC）の報告書に回答できるような手続きのための組織を新設する仕事にかかわった（評価・管理・配布課、92頁）。数週間後に先生は「民間功績勤務賞」を授与されたが、この新組織は廃止になった。その結果、先生はスピックス博士を部長とするCISの中の特別活動部に配置換えとなった。そこでの職務は調査分析官（P-3ランク）であり、先生のサラリーは基本給4149.60ドルと海外勤務手当1037.40ドルを合わせて5187.00ドルであった（“記録魔”でジョークが好きな先生はアメリカ帰国後にこのレベルのサラリーを得るまでに何年もかかったと言う、94頁）。

1946年11月3日（日）、日本の新憲法が公布され、皇居前広場に作られた舞台上で公布祝賀式典が開かれた。出席者は、天皇・皇后と日本人名士およびアメリカ軍人たちであり、はじめに吉田茂首相は一般聴衆に天皇・皇后を紹介し聴衆とともに「万歳」三唱をした。マクネリー先生は式典を観る聴衆の中にいたようだが、この「万歳」が日本兵の「バンザイ突撃」と結びついているので自分はショックを受けた、と述べるのは興味深い（95頁）。その後のある日、先生は上司の許可を得て東京裁判（極東軍事裁判、IMTFE）が開かれている旧陸軍省本館に赴き、傍聴席で裁判を傍聴した。その日の法廷の審理は、英訳された日本資料に基づい

て主に日独伊三国同盟に至る外交の推移についてであったようだ。審理の目的は、外交資料を引用しながら日本の対外政策の違法で侵略的な性格と被告人たち（A級戦犯）の有責性を立証することであった。先生の感想によれば、当時の日本政府が採択した複雑な対外政策に対して特定個人の刑事責任を問うことは難しいのではないかということであった。アメリカ軍人の感じ方としては、彼ら被告人らが戦争裁判に付されているのは戦争に敗れたからであるということ、したがってもしアメリカ軍が敗れた場合には彼ら自身が裁判に付されていたかもしれない、ということであった。進行していた中国における国共内戦が共産党側に優勢になった状況においては、裁判で東条が主張したこと―日本はアジアが共産化されないように戦ったのだ―はアメリカ人の共感を獲得するようになった。1948年12月12日、東京裁判の最終的な有罪判決が言渡された時、まだ裁判に付されず待機状態にあったA級戦犯たちを裁判に付さないことが決定された。まさに米ソ冷戦（The Cold War）が東京裁判に終止符を打ったのであった（95頁）。

1948年3月初め、マクネリー先生はひどい風邪を引いて胸が重苦しくなったことがあったが、単なる風邪だと思っていたところ、総司令部のある第1ビル内の診療所の医師の診断ですぐ第49総合病院（旧聖路加病院）に入院させられた。病院の医師は胸膜炎と診断したが、その原因として肺結核（TB）の疑いがあると言われ、自分では回復したと思っていたがモルモット検査等から約1ヵ月後の結果は、やはり肺結核ということであった。先生は病院から1ヵ年の療養が必要であると告げられ、5月中旬に担架にのせられて飛行機でハワイ、カリフォルニア、デンヴァー経由、ミシガン州バトル・クリークのパーシー・ジョーンズ総合病院に入院することになるという経過をたどり帰国したのである（103-104頁）。

3. 日本研究への道（博士号取得および教育・研究活動）

マクネリー先生は1948年夏か秋にパーシー・ジョーンズ総合病院を退院したが、入院費用の全額はアメリカ陸軍とウィスコンシン州が負担したため、東京での勤務で貯金していた数千ドルを使わずにすんだので、ジョージタウン大大学院で中断していた政治学博士号の取得を決意した（107頁）。退院後の冬の期間、先生はしばらくサナトリウムで療養を続けなければならなかったが、1949年の春に療養所からの退所が許されたとき、医師は二度と日本には戻らないようにと告げたの

である（注、戦前および戦後の日本もしばらくの間、肺結核の感染が広がっていたためであろう）。先生は、ジョージタウン大大学院での博士号取得（単位修得を終えていたため博士号請求論文（dissertation）を書き上げることが必要）を目指したが、サナトリウム退所後にジョージ・サンソム卿（Sir George Sansom、西欧における日本研究の指導的権威であった）がコロンビア大学の新しい東アジア研究所の所長に任命され1949年秋から研究所が活動を始めることを知ったため志望を変更し、（志願書提出の詳細は記憶にないとしつつも）ジョージタウン大大学院で修得した政治学博士号取得に必要な相当数の単位をそのままコロンビア大大学院に移すこと（注、修得単位認定の主張）によってコロンビア大大学院への志願書提出は可能になった、と言われる（108頁）。

先生は、1949年夏にニューヨークに移り、コロンビア大学キャンパスからアムステルダム・アヴェニューを横断したところにあるタウンハウスを研究所とする東アジア研究所を訪ねて、ヒュー・ボートン教授（Professor Hugh Borton）に会った（注、ボートン教授は国務省内で対日占領政策立案を担当した極東小委員会 SFE の委員を務めた、なお本稿末尾の注（1）を参照）。もともとサンソム卿は大学行政負担の大半はボートン教授が引き受けるという了解のもとにコロンビア大に勤めるようになったといわれる（109頁）。東アジア研究所は1949年秋に正式に活動を開始したが、マクネリー先生はボートン教授に相当程度お世話になったようである。当時の東アジア図書部は、コロンビア大学総長室もあつたロウ図書館の丸天井大広間（rotunda）に位置していたが、1950年秋のある日、先生はこのビルの回転ドアのところで背広姿のドワイト・アイゼンハウアと危うくぶつかる経験をしたというエピソードを（“記録魔”らしく）残している（109頁）。先生は、ナサニエル・ベッファ教授の極東とアメリカの外交政策に関する国際関係論のクラスに登録し、同教授が博士号請求論文の正式の指導教授となった。興味深いのは、ベッファ教授は博士号を持っていない・長年極東でジャーナリストとして活躍した人物であり、講義はアカデミックなものではなかったことである。同教授は、蒋介石政権下の中国で学生教育をしていた経験があるが、その折に警察が教授の学生を逮捕しようとしたことがあつたらしく大変な蒋介石嫌いであり、授業の議論の中で、朝鮮戦争が勃発したときに中国共産党による台湾侵略を阻止するためにトルーマン大統領が米軍を台湾海峡に派兵する政策を採ったことを非難し、そのような政策が無期限に継続される結果、米海軍は何代にもわたって台

湾海峡をパトロールしなければならなくなるであろう、と予言した（111頁）。また別の興味深い授業として、マッカーシー上院議員が国務省内に共産主義者がいるという誇大な攻撃を行っていた当時のポートン教授の授業がある。ポートン教授は授業で、これらの国務省要員に対する忠誠審査攻撃は彼らがアメリカの政策に提供しうる十分な情報に基づく助言能力を損なうものである、と深い憂慮の念をあらわしたと述べられている（114頁）。

マクネリー先生は、ご自身の取り組んでいた日本国憲法研究に関連してポートン教授から、ニューヨークのダウントウンにある太平洋関係研究所（Institute of Pacific Relations, IPR）の資料ファイルを参照するようという示唆を得て同研究所を訪問したが、大変有益であったという。ある日先生は、日本の労働問題の専門家である元総司令部の民政局（GS）の分析官であった同研究所のミリアム・ファーレイ（Miriam Farley）氏からGSによって刊行されたばかりの2冊の大部の出版物 *Political Reorientation of Japan: September 1945 to September 1948* を示され、驚くべきことにはそれら出版物の書評を同研究所の著名な刊行物である *Far Eastern Survey* に執筆・掲載するよう依頼を受けたのであった。*Political Reorientation* は超国家主義者の追放や日本の国家行政制度・議会・法制度・公務員制度・地方自治制度・選挙制度の改革に関する報告書であり、もっとも有名なものは、民政局が日本国憲法をどのように起草し、その基本原則を日本政府および議会が採択するようどのように説得を行ったかについて、あからさまな説明を行っていることである。先生の書評は、すべての基本となる憲法改革に特に焦点を当てるものであった。先生はこの書評の件を日本語教師であったシミズ・オサム氏に説明したところ、IPRにはプロ・ Kommunismus（親共産主義）のイメージがあると警告されたが、実はシミズ氏は先生の東京における諜報任務の経験に照らせば右翼的人物だったのである。ポートン教授はむしろ研究のためにIPRを訪問するよう勧めたので、先生は書評を書くことの不利益よりも書くことによって得られる名誉のほうが大きいと考えて、書評の刊行を期待して待った。この *Political Reorientation* の書評（*Far Eastern Survey*, September 13, 1950, Vol.xix, No.15, pp.161-164）はマクネリー先生の専門研究者として初めての学術論考となったのであった（114頁）。

1951年4月、トルーマン大統領はマッカーサー元帥をすべての司令官任務（連合国軍最高司令官、極東米軍最高司令官等）から解任したが、マッカーサーは連

邦議会における感動的な退任演説で大統領の極東アジア政策を非難した。マクネリー先生は全米の訪問旅行に出たマッカーサーを見るためミルウォーキーに出かけたが、威厳のある面持ちでオープンカーに乗って観衆に手を振るマッカーサーがほんの一瞬、まっすぐ自分〈先生〉のほうを見たとき強く確信しているという(118頁)(注、マクネリー先生にとって東京で26歳から28歳にいたる青年時代の約2年間、マッカーサー元帥の執務する第一ビルのそばの建物で威厳に満ちた元帥の姿を日常的に目撃しながら CIS の業務に就いていたことは、間違いなく名誉感情となって心の奥深くに定着していたと思われる)。その年の夏、先生にワシントン大学(セントルイス校)社会学・文化人類学部のクイーン教授から電話が入り、ルシアン・パイ教授の在外研究(中国)中の1年間、パイ教授に代わって学部にもたがるアジア・コースで教育を担当してほしいという依頼がなされた(118頁)。ワシントン大学での教育活動は結局、パイ教授の在外研究延長により2年目も続けられたが、3年目に入る前にパイ教授はワシントン大学には戻らない意思であることがわかった。クイーン教授から後任のポストの提示があったが、先生が他の複数の大学の職を比較しているうちに、痺れを切らしたクイーン教授は他の研究者を後任ポストに決めてしまったので、話は立ち消えになってしまった(127頁)。その頃、先生は *Political Science Quarterly* (December 1952) に「日本国憲法の非戦条項に対するアメリカの影響」論考を発表したのであるが、社会学・文化人類学部のポスト就任に関しては評価されなかったようである(127頁)。その後クイーン教授は先生に対して、メリーランド州立大学のヨーロッパ教育プログラムが始まるという話をしたのであるが、このプログラムは、ヨーロッパ各国に駐留するアメリカ軍兵士の夜間大学教育コースを意味した(129頁)(注、このプログラムは私=古川の滞在中にもあり、宿泊者用ホテル部門を持った Center for Adult Education という名称になっていた、日本を含む世界中の米軍基地内のプログラムを示すために主要都市の時間を表示する時計がかけられていたと記憶する)。先生は別に進行中であった職を辞退する手紙を書いて(よくあることだが、夏休み中のため辞退する相手校の責任者との行き違いがあり、混乱があったようである)これを受け、1953年秋から1958年秋(その年、極東アジアプログラムに移動)までヨーロッパ教育プログラムを担当したのである(131頁)。ヨーロッパ教育プログラムでは、ヴィスバーデン、ロンドン、フランクフルト、ローマ、ミュンヘンなど、実に多くの地域で米兵への海外大学教育プログラムを担当され

た。メリーランド州立大学は1956年に、カリフォルニア大学から極東アジアプログラムを引き継いだ。先生は1958年、ヨーロッパからこの極東アジアプログラムへの移動ができ、約10年前に病気のために日本を去った日本（先述のようにアメリカの病院の医師からは2度と日本へ戻らないように忠告を受けたが）にアジア研究の専門家として戻ることになったのである（166頁）。東京では帝国ホテル・第一ホテルと並ぶ有名な山王ホテルを宿舎として滞在したが、日本国憲法（の制定過程と運用）に関する調査と論文執筆には理想的な場所であった。1957年に内閣に設けられた憲法調査会は先生の博士論文に関心を示し、調査会の制定過程に関する小委員会は先生を箱根富士屋ホテルで開いた会合に招いた。出席した国会議員や研究者に配布された先生の博士論文に基づき、質疑が行われたが、法律用語の日本語に不慣れな先生を助けて通訳を務めたのは、参議院議員の坂西志保氏（かつてアメリカ議会図書館に勤務した経験がある）であったようである（171頁）。調査会長から同博士論文の日本語訳の出版の希望が述べられたが、論文のうち第1章から第3章までと第6章・7章・11章の部分を早稲田大学の小林昭三教授が翻訳し、1959年に調査会資料の一部として刊行された（172頁）。

先生の東京滞在中の1960年は、日米安保条約改定をめぐる日本国内の反対運動が激しく行われ、アイゼンハウアー大統領の訪日が岸首相の声明で「延期」（実際には中止）になったという点で戦後日本の中で最も劇的かつ危機的な出来事であった年である。この年の7月14日、先生は片山哲元首相のインタビューの約束を得て片山事務所を訪問したのであるが、ちょうどその日に岸首相は国会議事堂内で刺されるという事件が起こり、片山氏との面談が遅れたことがあった（179頁、当日の片山元首相との写真が掲載されている）。

さて、コロンビア大大学院での博士号取得はどうなったであろうか。ワシントン大学での教育担当の中でも博士号請求論文（dissertation）を執筆していたが、ついにパイカ・ダブルスペースで444頁の論文が完成した。ベッファー教授が指導教授で、サンソム卿とポートン教授（前者が極東アジア研究所所長で後者が副所長）がともに論文執筆中に批判的コメントをしてくれた。サンソム卿は極東委員会の英国代表であり、ポートン教授は国務省時代に対日占領政策の立案に関与した方であるから、論文の正確さには確信を持っていたと思う、といわれる（119頁）。論文は刊行物とする要件を満たすためにミシガン州アン・アーバーのゼロックス社によるマイクロフィルムで1952年春に刊行された。同時に、以前の試問

で合格点に達していなかった中国史に関して再試験が行われ、その結果、Ph.D. 学位は1952年5月に授与されることになったが、勤めていたワシントン大学での最終セメスターに戻ったため授与式には出席できなかったため、学位記 (diploma) は後日ウイスコンシン州マディソンに郵送された。日付は1952年5月6日であった (119頁)。

マクネリー先生は1960年にメリーランド州立大学極東アジア教育プログラムから帰国して、その秋から同大学政治行政学部 (カレッジ・パーク・キャンパス) で学部教育および大学院教育 (セミナー、マスター論文指導、博士論文審査) に従事していたが、1963年夏、コロンビア大が極東アジア研究所長のジェイムス・モーリー教授から同大学の日本政治コースでの教育担当の依頼を受けた。授業の始まる前日ころ、研究所の前のアムステルダム・アヴェニューを歩いていると、杏色の表紙の先生のテキスト *The Contemporary Government of Japan* (Houghton Mifflin, 1963) を抱えている学生に気づいたという。これがコロンビア大学における日本政治教育の開始の事情であった (120頁)。なおこのテキストは1971年に、カイロの Esduck がアリ・アブデル・ケイダーの翻訳によるアラビア語版を出版している。本教科書の第2版は、1972年に同じ出版社から新タイトル *Politics and Government in Japan* として出版されたが、絶版になった後、University Press of American が1984年に第3版を出版した (219頁)。

比較政治の教科書についていえば、1967年に、Appleton-Century-Crofts 社と契約して *Sources in Modern East Asian History and Politics* を出版されている (219頁)。また、比較政治の代表的な教科書でラトガース大学のマイケル・カーティス監修による *Introduction to Comparative Government* (Harper and Row) の初版には日本政治の章が欠けていたため、日本に関する章の執筆の依頼を受けて執筆者の一員として寄稿し、第2版 (1990)、第3版 (1993)、第4版 (1997)、そして第5版 (2003、1頁ダブル・コラム = 2段組で64頁) (第3版以降は先生は名誉教授、第4・第5版は Longman 社から出版) が刊行された (220頁)。

1961年11月20日、先生は日本国憲法のGHQ (民政局) 起草者の一人であるロドマン・ハッシー (Rodman Hussey) —東京滞在中に複製した「ハッシー・ペイパー⁽⁷⁾」を通じてその役割の重要性について先生は認識していた—とワシントンD.C. のコネチカット・アヴェニューにある有名な燕京飯店の中華料理店でランチを共にする機会を持った。ハッシー氏は、ロバート・ウォードが1956年の

American Political Science Review に発表した有名な論考—アメリカによる占領が日本側にアメリカ側起草の憲法草案を押し付けたことを批判した—を読んでおり、すでにウォード博士とコンタクトをとって会っていたのであるが、そのときにハッシー氏はアメリカ側が行った強制 (constrains) と行動を起こす迅速さの必要について説明をして、ウォード博士を説得することに成功したと語っていた。ハッシー氏は、自分で著作を出版する計画を持っていたようであり、日本国憲法に関する学術的論争にかかわりたいと考えていたようである (222頁)。余談ではあるが、マクネリー先生は1975年9月の昭和天皇の訪米の際に、ホワイト・ハウスの園遊会に招待されたことがある。また、福田赳夫首相 (1976-78年) の訪米に際して日米協会が催したレセプションに出席する榮譽を得たときに、福田首相は「自分は政治学者です」と言うマクネリー先生に対して「何でもいいから私に示唆をしてほしい」と言われたようで、彼のような抜け目のない政治家が一政治学者に助言を求めたことに言葉を失うほど驚いてしまったそうである (注、これは先生一流の“激辛”皮肉ではないかと思う) (225頁)。

マクネリー先生は1973年、ジャパン・ファウンデーションからフェローシップを与えられて、6ヶ月間の東京滞在生活を送った (竹前栄治教授および天川晃教授によるインタビューを受けたこともあった)。また、ウォード教授 (ミシガン大学) および坂本義和教授 (東京大学) の組織した日本占領に関する二国間共同研究 (Binational Research on the Occupation of Japan) のために、第1回ハワイ会議 (1975年11月29日-12月2日) および第2回ハワイ会議 (198年7月16日-22日) に出席したが、その結果出版された著作が注(2)の英語版および日本語版であった (228頁)。チャーマーズ・ジョンソン教授 (カリフォルニア大学、アメリカの政治学者のなかで第一級のジャパノロジストである) による本著作の長文の書評が *Journal of Japanese Studies* (Vol.14, no.2, [Summer 1988], pp.472-480) に掲載されたが、その中でマクネリー先生の1946年憲法に関するわかりやすい論考について「本主題に関して英文で入手しうる最もよい論文であると信じる」と評価し、天皇の存続と第9条の結びつきに関するマクネリー説を書評のなかで唯一長文のまま引用した、と自讃している (230頁)。

先生の日本研究と私=古川との接点に関して、はじめにあげた1978年5月-1980年5月の私の在米研究のほか、本書で触れられているもう一つの重要なこ

とがある。それは、1989年7月、先生がアジア研究協会北東アジア委員会からの助成金を得て、この年に行われた参議院選挙の調査のため東京に滞在された時のことである。私が以前、マクネリー先生から聞かされていた興味深い論点—マッカーサー・ノートに記された“the Emperor is *at* the head of the state”は“the Emperor is the Head of State”とは違い、マッカーサーが使った前置詞 *at* の位置によって示されるように、実は“at the top of the state”と同じであり、その意味はもともと「国家元首である」ではなく単に「国の頂点にある」という意味であること、top はアメリカ人の日常用語・米俗語ではジョッキに並々とついだ生ビールの一番上の「泡」の部分の指しており、マッカーサーも実はその意味で使ったのであろうということ、したがってこの部分は日本語では「天皇は国家元首である」ではなく「天皇は国の頭部にある」と訳すべきであること、それはまた天皇が「国の象徴の地位にある」ことを意味していること—について、「象徴天皇制」に関する著作を準備されていた中村政則教授（日本近代史、当時は一橋大学）にたまたま私がこのお話をしたところ、その説を詳しくお聞きしてみたいということになり、マクネリー先生の人物と研究をよく知る日本占領史および日本国憲法制定過程に関する研究者数名（中村、竹前栄治（当時は東京経済大学）、袖井林二郎（当時は法政大学）、天川晃（横浜国立大学）、古関彰一（獨協大学）の諸先生）にご連絡をして私を幹事役に懇談会（歓迎会）を開いたことがあった。先生はこの経緯をよく覚えておられて、本書では懇談会（歓迎会）の日時が1989年7月23日で、場所は新宿の寿司屋であったと書いておられるが（241-242頁、注）中村・後掲書では7月3日）、特に場所について私にはまったく記憶がない。古関教授はこのとき、ご著書『新憲法の誕生』（中央公論社・中公叢書、1989；吉野作造賞を受賞）を贈呈された。この懇談会において論議された問題—“at the top of the state”の意味と天皇は「日本国および日本国民統合の象徴である」ことの意味—については、中村政則教授の著書『象徴天皇制への道：米国大使グルーとその周辺』（岩波新書、1989；英訳版は、Herbert P. Bix, Jonathon-Baker Bates, and Derek Bowen, *The Japanese Monarchy: Ambassador Joseph Grew and the Making of the Symbol Emperor System*, Armonk, New York: M. E. Sharpe, 1992）でもれなく完全に整理されている。「国の象徴」である天皇とは、実は比喩的には「ジョッキの生ビールの泡」の位置にある（*at the top of the state*）という考えの「マッカーサー・ノート」に由来する、と *at* の使い方および米俗語に基づ

く「マクネリー説」は、たいへん説得力がありまたまことに興味深いのではなからうか。

4. 「憲法第9条の起源」

マクネリー先生は、ご自身の研究のハイライトと考えられる論考を（本書刊行の目的にあるような理由から）一部分でも収められていないが、私は「はじめに」で述べたように協同作業にあたる仕事をしたことがあるので、第9条の（解釈論争ではなく）歴史的起源に関する「マクネリー説」と呼ぶに値する論考（日本国憲法の起源に関して関心を抱くアメリカの研究者のための論考）を「憲法第9条の起源」として要約しながら本紹介の中に入れ、かつコメントを加えておきたいと思う（原文の傍線はゴチック体とした）。

1. マクネリー・ペーパーの要約・紹介

1. マッカーサーは、1951年に米連邦議会上院議員に対して、また1958年12月15日付の高柳賢三（内閣憲法調査会会長）宛の書簡で、戦争の放棄を新憲法の中に入れるよう自分に示唆したのは幣原首相であった、と語った。ホイットニー（GHQ 民政局長）の著書 *MacArthur His Rendezvous With History* (1956) およびマッカーサーの著書 *Remniscences* (1964) の中では、1946年1月24日の「マッカーサー・幣原会談」の席上、幣原首相は、戦争の禁止のみならずさらに**軍備の禁止**をも示唆した、と述べられている。戦争の禁止と軍備の禁止は密接に結びついた観念であるが、しかし両者は分けて考えることができる。不戦条約（戦争抛棄ニ関スル条約、ブリアン・ケログ条約、1928）には、条約の施行が署名国の武装解除に依存するなどという示唆は全く含まれていない。幣原首相がマッカーサーに示唆したのも**戦争の放棄**（たぶん「憲法上の戦争の放棄」）であったかもしれない、ということが無理に疑う理由はない。そこで残る問題は、では「憲法上の軍備の放棄」は何に由来したのか、ということである。筆者（マクネリー先生）が信じられそうに思うその由来は、（1）幣原首相の言葉をマッカーサーが誤解したこと、（2）ホイットニーおよびマッカーサーが日本の武装解除という連合国側の方針を憲法上に具体化しようと欲したこと、のいずれかあるいは両方である。

2. 1941年8月にルーズベルト大統領およびチャーチル首相によって発表された「大西洋憲章」は、「より広汎で恒久的な一般的な安全保障制度が確立されるまでの間」、侵略国の武装解除（非武装）を要求するとしたが、「憲章」が日本の恒久的な非武装化を要求してはいないことは明らかである。「ポツダム宣言」第9項および第11項は、日本の武装解除と、明白な意味で日本再軍備禁止を求めている。ホイットニーは、第9条が、日本を非武装化するという連合国側の方針を実現するのに役立ったと強調している。

3. SWNCC（国務・陸・海三省調整委員会）が1946年1月7日採択した「日本の統治機構の改革」（“Reform of the Japanese Governmental System”, SWNCC-228）は、GHQ 民政局が新憲法の最初の草案を英文で起草する際の枠組みとなったが、しかし SWNCC-228は、戦争の放棄についても日本の恒久的非武装化についても全く触れていない。それは政府の民政部門が軍事部門に優越すべきことを主張しており、将来の日本再軍備の可能性を明らかに含んでいた。したがって「マッカーサー・ノート」第2項こそが民政局による非戦・非武装条項起草の典拠となったのである。1946年1月24日の「マッカーサー・幣原会談」において幣原首相が憲法上の戦争放棄を自ら提唱したことには賛成しつつも、彼が同時に日本の恒久的非武装化を入れるよう提唱したことには疑問を抱くアメリカの日本研究専門家がいる。その主な理由は、2月8日に幣原内閣の承諾を得てGHQに提出された松本案が、「憲法の陸海軍条項の改正に関する提案」と題する説明資料とあわせて、天皇が「軍の最高指揮権」を有する旨の規定が含まれていたことである。マッカーサーの主張にもかかわらず、実際にはその15日後に幣原内閣はGHQに対して、全く逆の草案（松本案）を提出したのである。幣原首相は、1946年2月の時点で、閣僚たちに第9条が自分の発案であることを話さなかったということになる。幣原は、1951年の彼の死の約10日前に友人に対して、「第9条を憲法に挿入するよう自分は示唆したのではあるけれども、そのために自分自身が閣僚に対しこの根本的な措置の責任をとらなくとも済むようにしたいと思った」と語ったとされる。しかし、その当時マッカーサーですらGHQで新憲法草案を起草するなどとは考えもしなかったし、したがって幣原は第9条のような条項を憲法に挿入しうる立場にあるとは考えられなかったであろうという理由から、佐藤達夫（法制局長次長、1946年当時）は（幣原発案を）疑問視している。

4. 筆者（マクネリー先生）が第9条、とくに第2項の起源の説明として最も

説得的であると思うのは、佐藤達夫のそれである。すなわち、幣原首相がマッカーサーに語ったと思われるのは、当時閣議で論議中の憲法草案について幣原は、軍に関するあらゆる規定の削除（幣原自身、閣議で唆してきた）に賛成だということであろう。軍に関する**あらゆる規定**を憲法から削除するという提案は、**軍そのものの廃止**という考えに似た響きを持っていたと思われる。軍に関する憲法条項の欠如は、必ずしも軍事組織の創出を妨げるものではないであろうし、それは後に第9条に定められる軍備の積極的な放棄とは隔たりのある考え方であったであろう。マッカーサーは、幣原の唱える平和主義に熱烈に賛同しているうちに、こうした法的な区別を見過ごしてしまったのかもしれない。

5. 幣原はある友人に、自分が憲法上の戦争放棄を提案したのは天皇制を救うためだったと語ったといわれる。「マッカーサー・幣原会談」の翌日（1946年1月25日）、そして「マッカーサー・ノート」を書き出す1週間半前のこの日、マッカーサーはワシントンに天皇を戦犯として裁判にかけすることに反対する主張を内容とする長文の電報を送った。「マッカーサー・ノート」の第2項は、天皇制を救う仕掛けを含んでいた。つまり、主たる天皇制廃止論は、天皇制が存続されるならば再び軍国主義と侵略の手段に利用されるだろう、ということであったが、しかし根本的な非武装条項があればその種の廃止論を大きく否定するであろう。

6. 「マッカーサー・ノート」第2項には、“Japan renounces it (war) an instrumentality…even for preserving its own security.”（自己の安全を確保する手段としてすら戦争を放棄する）の語句があったが、民政局の非戦条項草案には含まれなかった。チャールズ・ケーディス（民政局次長）が上の語句を非現実的だとみなし、削除したからである。マッカーサーは憲法前文を点検し、戦争放棄を前文から草案第1条に移すように指示したが、しかしマッカーサーはこの指示のときに削除された語句を復活するように主張はしなかった。

7. 政府の憲法草案が衆議院で審議されている際、芦田均（憲法改正特別委員会委員長）は憲法第9条の条文にある重要な修正を行った（芦田修正）。芦田修正の結果、ある種の人々には第9条1項があらゆる種類の戦争を放棄するのではなく、**国際紛争を解決する手段としての戦争**および武力による威嚇または武力の行使は許容されるかもしれない、というのであったが、第2項冒頭の語句（「前項の目的を達成するため」）は陸・海・空軍の放棄を修飾するように解釈されるであろう。ケーディス次長は芦田修正を黙認したが、それらの修正が日本の軍備一

おそらくは国連軍としてのそれ—を許すことに気づいていた。ケーデイスは、自分のもと第9条を自衛戦争を許容するように起草したのだから、芦田修正は基本的には第9条の意味を変えるものではないと思ったのである。さらに2月4日、ホイットニー局長は幕僚に対して、憲法草案を考える上で「(国連) 憲章の諸原則が含まれているべきだ」と指示した。芦田修正の承認に関連して、ケーデイスは、自分は「基本原則」に影響しないような修正は許可するよう命令を受けていると強調した。戦争および軍備の禁止は、1946年6月2日に極東委員会が採択した「新憲法に関する基本的原則」の中には含まれていなかった。ほぼ同じころホイットニー局長は、サイラス・ピーク（民政局国会・政治課長）から、芦田修正は自衛の軍備を許すことになることを知らされたが、それには誤りはないと考えていた。しかし、芦田修正が加えられた後ですら、第9条はなお、攻撃的な軍備のみならず自衛のための軍備の保有をも禁止されているという意味に解釈することは可能なのである。

8. 日本における軍に対する文民統制 (Civilian Control) を保証するために極東委員会は、すべての閣僚は文民 (Civilian) でなければならないという条項を憲法に入れるよう強く主張した。文民条項は、先述のとおり SWNCC-228に含まれていたものである。この文民条項は、GHQ 起草の憲法草案には含まれていなかったが、その理由は、当時日本は武装解除されており、第9条は「いかなる性格のいかなる日本軍将校の存在も憲法の下では禁止される」(FEC Basic Principles for the New Japanese Constitution July 10, 1946, GS SCAP) という意味に理解されていたことによる。しかし、1946年9月21日、衆議院で芦田修正を含む改正憲法が可決されたことを知るや直ちに、極東委員会の中国代表は、新憲法下において日本再軍備が起ころうことに強い恐れを表明した。9月25日、極東委員会は、すべての閣僚は文民でなければならないという要求を再び繰り返す別の方針声明を議決した。改正案はすでに貴族院で審議されていたが、GHQ の幕僚は貴族院小委員会を説得して文民条項 (第66条) を挿入させた。議員たちの多くは、この条項の目的を旧軍人たちが一切の閣僚になれないようにすることであると理解した。

9. 日本国憲法の起草と可決のほとんど初めから終わりまで、それに関係した日本側およびアメリカ側当局者の公式声明には、第9条の戦争および軍備の禁止は絶対的であり自衛のための軍備すら禁止される旨、暗に述べたり公然と述べた

りする傾向があった。と同時に、最も事情に通じた日本側およびアメリカ側当局者の間では、新憲法の下で自衛のための軍備は許されるであろうとの意識があった。もしも GHQ、日本政府または国会が自衛のための軍備保有の可能性を非常に強く排除しようとしたのであれば、“even for the purpose of defense”の語句を付け加えようとするればできたにもかかわらず、それをしなかった。マッカーサー総司令部における“even for preserving its own security”の削除と、帝国議会による芦田修正の挿入は、ともに自衛のための軍備に門戸を開くよう故意に企てられたものであった。

II. 「マクネリー説」へのコメント

(1) 民政局次長で第9条の条文に影響ある行動をとったケーディスはさまざまな研究者・評論家のインタビューに応じているが、彼の記憶・証言は果たして信用できるであろうか。ケーディスは、ホイットニー民政局長とともに追放指令の件で幣原首相宅に向かう折に、ホイットニーへ「天皇が戦争を放棄する旨の詔書を発せられるならば、日本の国際的イメージを作り直すのに役立ち、ポツダム宣言の実施に役立つとは考えられませんか」と示唆し、それを受けたホイットニーは幣原宅を出るときに幣原に、「日本は天皇の詔書の形で戦争を放棄することを考慮したらよいのではないか」と示唆したという(ケーディス→ホイットニー→幣原→マッカーサーという発案ラインの設定)。しかし幣原は何も意見を述べなかった。問題はこの幣原宅訪問の日付は、初めケーディスは1946年1月中旬としていたが、マクネリー先生への書簡では1月24日の「マッカーサー・幣原会談」の後であったということであり、またマクネリー先生の調査では追放指令に関する三者会談が行われたのは1月28日であるが、当日のメモには戦争放棄のことは全く触れられていないということである。大森実『戦後秘史 5 マッカーサーの憲法』(講談社文庫, 1975)のケーディス・インタビューによれば、ケーディスは「マッカーサー・ノート」をもとに第9条の文言を書いたがこの発想は1946年1月の天皇の詔書(人間宣言の「拳ゲテ平和主義ニ徹シ」)に由来していると思った、と述べている(250頁)ので、話が混同されていたのではなからうか。

(2) マクネリー先生は、ケーディスによる「マッカーサー・ノート」の語句の削除によって民政局草案は自衛手段としての戦争および軍備を許すものになったと理解し、その語句が復活しなかったことを重視する。しかし1946年3月6日

発表のマッカーサーの新憲法草案に関する声明では以下のように述べられている。「・・・憲法条項中の第1は、国家の主権的権利としての戦争を廃棄し、他国との紛争解決手段としての武力による威嚇または武力の行使を永久に放棄し、将来にわたりいかなる陸・海・空軍または戦力の承認をも禁止し、国家による交戦権の取得を禁止する条項である。この措置によって日本は、自らの主権に固有の権利を放棄し、将来の安全と自国の生存を世界の平和愛好人民の善意と正義に委ねることになった。・・・」マッカーサーの声明では、日本は第9条によって自衛戦争・自衛軍備のみならず自衛権すら放棄してしまったように受け取ることができ、問題の語句の削除はなんら影響を及ぼしていない。マッカーサーは第9条に関する限り、もっとも「マッカーサー・ノート」の原則に忠実であったというべきではなかろうか。

(3) 極東委員会の決定を受けたGHQからの文民条項の要求に対して、日本政府の対応は終始一貫して芦田修正後も、第9条のもとでは同条項は無意味に帰するというに尽きた。芦田修正と文民条項挿入の関係についていえば、極東委員会中国代表の要求やGHQの思惑にもかかわらず、ついに結びつかなかったというべきであろう。

おわりに

以上でマクネリー先生の特徴ある「自伝」に関する私の紹介稿を終わるが、来年12月には満88歳の「米寿」を迎えられる先生のますますのご長寿を祈念するとともに、また新たな「マクネリー説」のご論考の発表を期待したいと思う。

注

- (1) セオドア・マクネリー『冷戦時の日本国憲法』（憲法調査会事務局『憲資・総第二十二号』昭和三十三年六月）がある。本資料は、（事務局の「はしがき」によれば）コロンビア大学のマクネリー助教授が1958年4月ニューヨークで開かれた「アジア研究協会」（Association for Asian Studies）年次会で報告した“The Japanese Constitution in the Cold War”を小林昭三氏に委嘱して翻訳して調査会の資料としたものとされる。1958年発表の本論文末尾の興味深い結論を引用・紹介しておく、以下のものである。「現在、日本には、新憲法の不戦・非武装条項や、その他の重要な特徴を廃止しようとの言論が、数多く存在する。再軍備して、共

産主義を阻止する必要があるからである。日本でもっとも親米的な分子は、アメリカの御用憲法の改正の主な主唱者である。これに反して、左翼の・しばしば・反米的である分子は、この憲法のもっとも強力な擁護論者である。こういったことは皮肉である。」と述べ、註として Edwin O. Reischauer, “The United States and Japan” を参照させている。この『冷戦時の日本国憲法』は、マクネリー先生により大幅に改訂が施され、その題名を “The Japanese Constitution: Child of the Cold War” と改めて *Political Science Quarterly* (June, 1959) に掲載されたので、憲法調査会事務局は再び小林昭三氏に翻訳を委嘱して『日本国憲法=冷たい戦争の子』と題する『憲資・総第四十一号』(昭和三十四年八月)を発行した。同書は末尾で、「新日本国憲法は、冷たい戦争の子供であった。この憲法は、あるいは、冷たい戦争の犠牲となるかもしれない」と述べている。その後の歴史の推移が示すように、日本国憲法は幸いにして冷戦時代を第9条を擁護する市民の固い意思と運動によって生き延びたわけであるが、米ソ冷戦終結後の新しい「アメリカ帝国」の世界支配状況のなかで起こったイラク戦争への自衛隊派兵を転機に厳しい改憲の「危機」を迎えている。なお、マクネリー先生関連の憲法調査会資料として、『日本の憲法改正に対する国内的・国際的影響(抄)』(『憲資・総第三十五号』(昭和三十四年四月))がある。憲法調査会資料のうち、マクネリー先生が日本国憲法研究に関してコロンビア大学院時代に多大な指導を受けたヒュー・ボートン教授にかかわる興味深い資料に、『連合国占領下の日本』(『憲資・総第二十九号』昭和三十三年十一月、小林昭三氏に委嘱・翻訳)がある。同書の中に、1946年当初の数ヶ月間のうちにアメリカ政府が他の3主要連合国(イギリス、中華民国、ソ連)に示した「日本の軍備撤廃および非軍事化に関する条約案」に関する解説があり、付録2に条約案が収められている。

- (2) ハワイ大学出版部から刊行された英語版 *Democratizing Japan: The Allied Occupation*, ed. By Robert E. Ward and Sakamoto Yoshikazu, 1987 に対して、日本語版である坂本義和/R・E・ウォード編『日本占領の研究』(東京大学出版会, 1987)がある。この共同研究は、坂本およびウォードが責任者となって、日本学術振興会およびアメリカの社会科学研究協議会(SSRC)の援助を得て行われた日米共同研究である。参加者(執筆者)は、(目次によると)坂本, ウォードのほか、田中英夫, セオドア・マクネリー, ハンス・H・ベアワルド, 内田健三, 竹前栄治, T・J・ペンベル, 天川 晃, 大嶽秀夫, 内川芳美, カート・スタイナー, スーザン・J・ファー, 大田昌秀の計14名であったが、坂本氏の「まえがき」によれば1975年にハワイで研究計画や分担について協議し、1978年には各自のペーパーを持ち寄って再びハワイで会合し、討議を行ったところを参考にして各人のペーパーに加筆・補正を行ったと述べられている(同書ii頁)。なお、マクネリー先生の寄稿論文は、「管理された革命—憲法改正の政策と過程—」である(133-176頁, 坂本喜久子訳)。1987年発表の本論文の「むすび」の末尾で指摘されてい

る興味深い結論は、以下のものである。「今や、総司令部の改革者たちの予想だにしなかったほどに、日本は官僚の統治する豊かな福祉国家となった。保守政党は、1948年以來引続いて政権を保持している。・・・民主主義と科学の時代である今日では、異国情緒的な時代錯誤ともいえる天皇制は、一九四六年の時点に比べれば、政治的比重を大幅に低下させているように思われるし、日本では今後も引き続き光を失っていくことであろう。日本の戦後の民主主義憲法は、占領終結の後には姿を変えるだろうという当初の予測にもかかわらず、今や、施行されてから四〇年近くになろうとしている。脱工業化社会時代の日本国民にとって、この憲法がどれほどの有用性をもつかは、なお即断を許さない。しかし、これまでのことについていえば、国民の利益に寄与してきたことは間違いない。」(171頁) 「親米的保守」の改憲論と「反米的左翼」の護憲論を対比させてその皮肉さを論じた注(1)論文と比べると、本論文のマクネリー先生による日本国憲法の将来予測の姿勢は、「皮肉な」護憲論のほうへシフトしているのではなからうか。もっとも先生の分析手法は、論争的対立のいずれの立場にもたない政治学者のそれであるのだが。

- (3) 「民間検閲」については参照、拙稿「占領と出版検閲・序論」樋口陽一・野中俊彦編『小林直樹先生古希祝賀 憲法学の展望』(有斐閣, 1991), および拙稿「占領と報道検閲一言論・報道の自由の評価と再編成一」樋口陽一・高橋和之編『芦部信喜先生古希祝賀 現代立憲主義の展開 上』(有斐閣, 1993)。映画に対する「民間検閲」というやや特殊なテーマを扱ったものに、拙稿「占領と諜報—「原爆映画」ファイルと記録映画のゆくえ—」専修法学論集第55・56合併号(1992.2)がある。また、資料ではあるが、私の紹介にかかる文献として、「年表—占領下の出版・演芸・放送検閲」東京経大会誌118号(1980.12), 「占領軍の諜報活動—『マッカーサー・レポート』より」東京経大会誌第119号(1981.1)がある。「占領軍の諜報活動」によると、1946年秋から1948年5月ごろ帰国までマクネリー先生の所属したCIS作戦課における活動は、作戦部による「監視活動」(security surveillance)であったように思われるが、不明である。
- (4) 私がメリーランド州立大学滞在中の奥泉氏との共著として、「日本占領期の極東米軍情報収集活動と組織」東京経大会誌第109・110合併号(1978.12)があり、また滞在中に原稿を作成し帰国後に発表した拙稿(資料、『改造』誌の検閲コメント・シートの分析・整理には当時の同大学大学院 Ph.D. candidate の長崎健治氏のご協力を得た)に「雑誌『改造』にみる占領下検閲の実態(1)」東京経大会誌116・117合併号(1980.9)がある。
- (5) 星健一氏は、国会図書館現代史資料室(のちに憲政資料室)からWNRCにGHQ資料のマイクロフィルム(マイクロフィッシュ)化収集と目録作りの業務のために派遣され、その後代かかわって派遣・継続された(星氏も2回派遣された)業務の手続きと関係人脈を築き上げたバイオニアであった。憲政資料室は、アメ

リカ政府の国務・陸・海三省調整委員会（SWNCC）等の決定した対日占領基本政策や極東委員会（FEC）資料，憲法制定過程にかかわる GHQ 資料，さらには G-2 資料（諜報活動資料）をはじめとする米太平洋陸軍（極東米軍）資料にいたるまで，連合国日本占領史の総合資料室となっている。そのほかに日本側資料として，佐藤達夫文書なども収集・整理・収蔵されている。

- (6) 「セオドア・マクネリー 第九条の起源」法律時報51巻6号(1979.5)として発表されたが，その後，拙著『日本国憲法の基本原理』（学陽書房，1993）に「I 憲法改革」の〔補論1〕第九条の起源〈要約と解説〉として収めた。
- (7) 「ハッシー・ペーパー」はミシガン大学ハーラン・ハッチャー大学院図書館アジア図書部に収蔵された。なお，高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』（東京大学出版会，1972）に「ラウエル・ペーパー」に基づいて整理された主要資料とその翻訳が収められている。
- (8) マッカーサーが GHQ 憲法草案の作成をホイットニー民政局長に指示した際の「マッカーサー 3 原則」の第 1 は，“The Emperor is at the head of the state”であるが，高柳・大友・田中・前掲書はこれを「天皇は，国の元首の地位にある」と翻訳し，多くの憲法研究者もこれを受け入れてきた。しかし，ポツダム宣言にあわせて憲法体制を変革しようとする SCAP（占領国軍最高司令官）の意図に照らしてみれば，明治憲法第 4 条が「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ・・・」とする規定との違いが明確にならない。中村教授は（この会合の論議を踏まえて），同書において次のように述べる。「もし原文が，“The Emperor is the head of the state”となっているのならば，『元首』の訳も可能であろうが，“at”という前置詞がついている以上，ここはやはり『最上位』『頂点』『頭部』『首位』などの訳語をあてるのが無難であろう」と述べ，憲法研究者の中から「頭位」（鵜飼信成）、「首部」（長谷川正安）の訳語をとる例を紹介する（183-184頁）。さらに同教授は注(*)を付して，1989年7月の会合での論議に言及され次のように述べる。「この点にかんして，一九八九年七月三日，私はたまたま来日中のセオドア・マクネリー教授・・・の意見を聞くことができた。・・・その席上で，マクネリー教授は，この場合の“at the head of the state”は“at the top of the state”の意味であると断言された。そして同じ解釈をしめた古川氏の見解に同意するといわれた。そこで私は，マッカーサーも同じ意味を込めてこの言葉を用いたのかと質問したところ，それはわからないと答えた。・・・」（184頁）ちなみに，topには土地やテーブルの「表面」「最上面」の意味があり，the top of the waterは「水面」と訳される（以上，高橋源次・小川芳男ほか監修『旺文社 英和辞典』による）。
- (9) 注(6)の拙著・所収稿をもとにさらに要約を行った。